

8月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収 第2期
国民健康保険税 第3期

8月11日(金)から15日(火)まで
カワサキ会計事務所はお休みします。



インボイス制度における特例

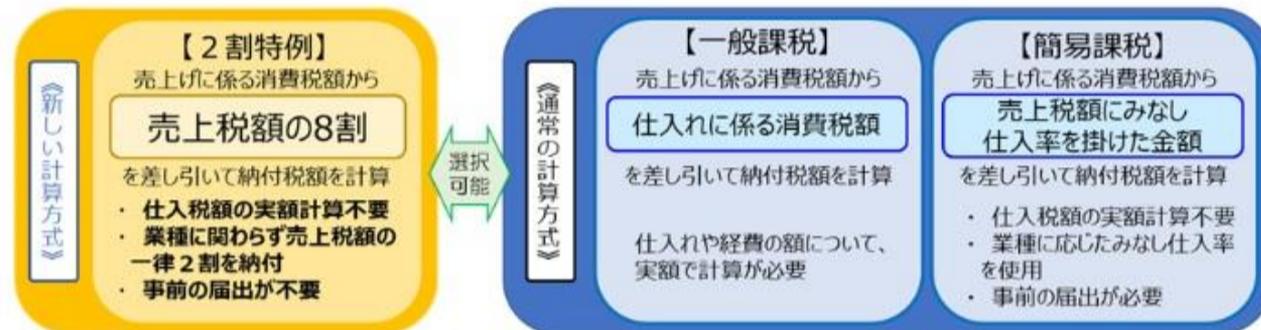
(国税庁HPより)

今回は、インボイス制度における2つの特例について記載したいと思います。

1. 2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要

(1) インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額とすることができます。

【計算イメージ】



(2) 基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者の方、資本金1千万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1ヶ月又は3ヶ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。

(注1) 「基準期間」とは、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度のことをいいます。

(注2) 「事業者免税点制度」とは、基準期間における課税売上高が1千万円以下であることにより事業者の納税義務が免除される制度のことをいいます。これにより、納税義務が免除される事業者を免税事業者といます。

(3) 2割特例を適用できる期間は、**令和5年10月1日から令和8年9月30日まで**の日の属する各課税期間となります。

(4) 2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

2. 少額特例（一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置）の概要

(1) 少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。これは取引先がインボイス発行事業者であるかどうかは関係なく、免税事業者であっても同様です。

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が、適用対象者となります。特定期間における課税売上高については、納税義務の判定における場合と異なり、課税売上高に代えて給与支払額の合計額による判定はできません。

(注1) 「特定期間」とは、個人事業者については前年1月から6月までの期間をいい、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間をいいます。

(3) 少額特例は、**令和5年10月1日から令和11年9月30日まで**の期間が適用対象期間となります。

(注1) 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れが適用対象となりますので、たとえ課税期間の途中であっても令和11年10月1日以降に行う課税仕入れについては、少額特例の対象となりません。

※ 少額特例は税込1万円未満の課税仕入れが適用対象となります。

「税込1万円未満の課税仕入れ」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が1万円未満かどうかで判定するため、課税仕入れに係る一商品ごとの金額により判定するものではありません。

したがって、5,000円の商品と7,000円の商品を同時に購入した場合（合計12,000円）には、少額特例は対象となりません。

<長崎居留地まつりのご案内>

とき：令和5年9月16日(土)、17日(日)、18日(祝) ところ：東山手・南山手・大浦一帯・出島

問い合わせ先：長崎居留地まつり実行委員会(長崎市観光交流推進室内 095-829-1426)

※カワサキ会計事務所がある大浦町は幕末から明治初期に外国人居留地として栄えた地域で、今も当時の面影を残しています。居留地まつりは地元の大浦青年会・連合自治会・商店街・自治会等が協力し合って開催している「まちづくり」のイベントです。大人から子どもまで、楽しめる祭りになっています。ご家族で楽しんでみませんか？